

# 青森県報

第四千五百三十号

平成三十年  
十一月十九日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の名称の変更の届出……………(障害福祉課) ……一
- 身体障害者福祉法による医師の指定……………(同) ……一
- 公有水面埋立ての免許……………(漁港漁場整備課) ……二
- 右 同……………(同) ……三
- 道路の供用の開始……………(道路課) ……四
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正……………(会計管理課) ……四
- 漁船保険付保義務の同意を求めめるための届出……………(西北地域県民局) ……四
- 出先機関
- 土地改良区の役員の就任及び退任……………(西北地域県民局) ……五
- 監査委員
- 監査結果に対する措置の公表……………(事務局) ……五
- 公営企業
- 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………(病院管理局) ……八

## 告

## 示

### 青森県告示第七百六十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関(精神通院医療)から名称を変更した旨の届出があったので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成三十年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	所 在 地	変 更 日
変更前	ハロー薬局さんない	青森市西滝三丁目二九の七	平成 三〇・二・三
変更後	共創未来さんない薬局		

### 青森県告示第七百六十五号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十六号)第五条の規定により告示する。

平成三十年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏 名	勤 務 所	病 院 等	診 療 科 名	指 定 日
工藤 直美	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	耳鼻咽喉科(聴覚障害、平衡機能障害、音声機能障害、言語機能障害)そしやく	平成 三〇・二・一

青森県告示第七百六十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成三十年十一月十二日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成三十年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

青森市長島二丁目の一

青森県

2 代表者の住所及び氏名

青森市長島二丁目の一

青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

1 位置

上北郡野辺地町字野辺地五六八番地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、①の地点から⑯の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑯の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

①の地点 X座標 プラス九六九二一・三八二

Y座標 プラス二四〇二三・七四八

②の地点 X座標 プラス九六九七〇・三四八

Y座標 プラス二四〇一二・六九五

③の地点 X座標 プラス九六九八七・四四九

Y座標 プラス二四〇八八・四五三

④の地点 X座標 プラス九六九七八・七五一

Y座標 プラス二四〇九〇・四七九

⑤の地点 X座標 プラス九六九八九・五七二

Y座標 プラス二四一四〇・一三六

⑥の地点 X座標 プラス九六九八八・一〇九

Y座標 プラス二四一四〇・四六六

⑦の地点 X座標 プラス九六九八二・六三一

Y座標 プラス二四一一五・三三二

⑧の地点 X座標 プラス九六九五九・五〇七

Y座標 プラス二四一二〇・五五一

⑨の地点 X座標 プラス九六九六五・一七二

Y座標 プラス二四一四五・六四七

⑩の地点 X座標 プラス九六九六二・八三一

Y座標 プラス二四一四六・一七六

⑪の地点 X座標 プラス九六九五六・五九四

Y座標 プラス二四一一八・五四八

⑫の地点 X座標 プラス九六九四三・四五三

Y座標 プラス二四一一一・五二五

⑬の地点 X座標 プラス九六九四一・八四五

Y座標 プラス二四一一四・四一〇

⑭の地点 X座標 プラス九六九五七・三三一

Y座標 プラス二四一一〇・九一四

⑮の地点 X座標 プラス九六九四〇・六八八

Y座標 プラス二四〇三七・一八一

⑯の地点 X座標 プラス九六九二五・二〇三

Y座標 プラス二四〇四〇・六七七

3 面積

三、八〇〇・二九平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

上北郡野辺地町字野辺地五四四番、五四五番、五四六番、五四八番、五四九番及び五六八番地先公有水面

2 区域

測量法第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のう

ち、アの地点からコの地点までを順次に結んだ線及びアの地点とコの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 X座標 プラス九六九〇〇・五二〇  
Y座標 プラス二三九七七・一九九
- イの地点 X座標 プラス九七〇〇八・一一二  
Y座標 プラス二三九五二・九一三
- ウの地点 X座標 プラス九七〇六四・八五四  
Y座標 プラス二四二〇四・二八八
- エの地点 X座標 プラス九七〇〇七・一二五  
Y座標 プラス二四二一七・三一九
- オの地点 X座標 プラス九七〇一六・四六六  
Y座標 プラス二四二五八・七〇〇
- カの地点 X座標 プラス九六八八三・五七〇  
Y座標 プラス二四二八八・六九九
- キの地点 X座標 プラス九六八五二・四九九  
Y座標 プラス二四一五〇・一五八
- クの地点 X座標 プラス九六九四〇・八〇三  
Y座標 プラス二四一三〇・二二五
- ケの地点 X座標 プラス九六九一七・〇一四  
Y座標 プラス二四〇二四・八三六
- コの地点 X座標 プラス九六九一一・五五一  
Y座標 プラス二四〇二六・〇六八

3 面積

四二、〇五九・三七平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地、船揚場（維持補修兼用）、護岸

青森県告示第七百六十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、平成三十年十一月十二日次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

平成三十年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 免許を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

1 免許を受けた者の住所及び名称

上北郡野辺地町字野辺地一二三の一

野辺地町

2 代表者の住所及び氏名

上北郡野辺地町字野辺地一二三の一

野辺地町長 中谷純逸

二 埋立区域

1 位置

上北郡野辺地町字野辺地五六八番地先公有水面

2 区域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示（平成十四年一月十日告示第九号）で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、⑬の地点から⑯の地点までを順次に結んだ線及び⑬の地点と⑯の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- ⑬の地点 X座標 プラス九六九四一・八四五  
Y座標 プラス二四一一四・四一〇
- ⑭の地点 X座標 プラス九六九五七・三三一  
Y座標 プラス二四一一〇・九一四
- ⑮の地点 X座標 プラス九六九四〇・六八八  
Y座標 プラス二四〇三七・一八一
- ⑯の地点 X座標 プラス九六九二五・二〇三  
Y座標 プラス二四〇四〇・六七七

3 面積

一、一九九・九七平方メートル

三 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

上北郡野辺地町字野辺地五四四番、五四五番、五四六番、五四八番、五四九番及び五六八番地先公有水面

2 区域

測量法第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年一月十日告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の各地点のうち、アの地点からコの地点までを順次に結んだ線及びアの地点とコの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- アの地点 X座標 プラス九六九〇〇・五二〇 Y座標 プラス二三九七七・一九九
イの地点 X座標 プラス九七〇〇八・一一二 Y座標 プラス二三九五二・九一三
ウの地点 X座標 プラス九七〇六四・八五四 Y座標 プラス二四二〇四・二八八
エの地点 X座標 プラス九七〇〇七・一二五 Y座標 プラス二四二一七・三一九
オの地点 X座標 プラス九七〇一六・四六六 Y座標 プラス二四二五八・七〇〇
カの地点 X座標 プラス九六八八三・五七〇 Y座標 プラス二四二八八・六九九
キの地点 X座標 プラス九六八五二・四九九 Y座標 プラス二四一五〇・一五八
クの地点 X座標 プラス九六九四〇・八〇三 Y座標 プラス二四一三〇・二二五
ケの地点 X座標 プラス九六九一七・〇一四 Y座標 プラス二四〇二四・八三六
コの地点 X座標 プラス九六九一一・五五一 Y座標 プラス二四〇二六・〇六八

3 面積

四二、〇五九・三七平方メートル

四 埋立地の用途

漁村再開発施設用地

青森県告示第七百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十年十二月十八日まで青森県国土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

Table with 3 columns: 路線名, 供用開始の区間, 供用開始の日. Content includes 県道天ヶ森三沢線, 三沢市大字三沢字庭構四九の一〇五四から三沢市大字三沢字庭構四九の一七まで, 平成三〇・二・二九

青森県告示第七百六十九号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

平成三十年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

Table with 2 columns: 株式会社岩手銀行湊支店, 株式会社岩手銀行湊支店, 八戸市大字湊町, 八戸市大字白銀町. Includes a note 'を に改める。'

青森県告示第七百七十号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。



治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事、青森県教育委員会教育長及び青森県公安委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成30年11月19日

青森県監査委員 須 藤 光 昭  
同 川 嶋 由 紀 子  
同 藤 川 友 信  
同 工 藤 義 春

監査箇所名	監査結果	措置の内容
東青地域県民局県税部 中八地域県民局県税部 西北地域県民局県税部 上北地域県民局県税部 下北地域県民局県税部	収入未済の解消に努めること。	県税の収入未済額について整理は、市と連携の上、様々な平成23年度ごとき後、7年連続で削減を図る引きと続き、総合的に講ずる。個人の収入未済額について、個人滞納村や市町村の滞納整理機能的に支援し、取り組んでいく。
東青地域県民局地域連携部	収入未済の解消に努めること。	今後とも債権管理を適切に行い、収入未済の解消に努めていく。
環境保全課	収入未済の解消に努めること。	現況を把握し、滞納の発生を防止するための対策を講ずる。滞納の発生を防止するための対策を講ずる。滞納の発生を防止するための対策を講ずる。

医療業務課	収入未済の解消に努めること。	制度内容等と利用者の義務を丁寧な説明を行う。滞納の発生を防止するための対策を講ずる。滞納の発生を防止するための対策を講ずる。
-------	----------------	--

子どもみらい課	報償費及び旅費に お延びるものが あ	指摘内容を情報共有し、継続的に行う。滞納の発生を防止するための対策を講ずる。滞納の発生を防止するための対策を講ずる。
---------	--------------------------	--

障害福祉課	収入未済の解消に努めること。	制度内容等と利用者の義務を丁寧な説明を行う。滞納の発生を防止するための対策を講ずる。滞納の発生を防止するための対策を講ずる。
-------	----------------	--

商工政策課	収入未済の解消に努めること。	延滞企業等への訪問、電話等による催告及び分割納入等の指導を行う。滞納の発生を防止するための対策を講ずる。滞納の発生を防止するための対策を講ずる。
地域産業課	収入未済の解消に努めること。	延滞企業等への訪問、電話等による催告及び分割納入等の指導を行う。滞納の発生を防止するための対策を講ずる。滞納の発生を防止するための対策を講ずる。

	努めること。	よる催促及び分割納入等の指導 を行いながら回収に努める。
新産業創造課	報償費及び旅費において、支払先を誤っているものがある。	報償費や旅費を個人に支払う場合は、起案に口座振替申請書と口座を複数人で確認する仕組みとした。当該年度で最初に支払った申請書は、改めて提出し、実際の提出の誤りの防止に努める。
労政・能力開発課	収入未済の解消に努めること。	延滞企業への訪問、電話等による催促及び分割納入等を行う。
総合販売戦略課	一時取扱金(契約保証金)において、手続が遅延しているものがある。	還付事務の進捗について確認を徹底するとともに、職員相互によるフォローアップ、再発防止に努めることとした。
団体経営改善課	収入未済の解消に努めること。	契約業務の内部審査体制を強化し、職員相互によるチェックを徹底することとした。
林政課	収入未済の解消に努めること。	引き続き債務者に対する個別早期返済を実施し、収入未済の早期解消に努めることとした。
漁港漁場整備課	収入未済の解消に努めること。	当該清算法人は、代表清算人が死亡しており、換価財産がないこと判断され、徴収停止を行った。後とも当該清算法人をとりまく状況を注視している。
港湾空港課	未利用財産の解消に努めること。	地元自治体や八戸港国際物流拠点化推進協議会と連携し、未利用財産の活用を働きかけ、未利用財産の解消に努めることとした。

建築住宅課	収入未済の解消に努めること。	債務者に対し、平成24年9月に住宅供給公社より債権を譲り受けた旨の通知を行っており、平成27年11月に債務残高確認書を徴取した。対しては、定期的に接触をとり、生活状況を適切な管理を図ることとしている。
青森空港管理事務所	一時取扱金(契約保証金)において、手続が遅延しているものがある。	一時取扱金が発生した場合、一時取扱金記録表の状況を確認し、複数回の職員がその状況を確認できるようにするのと、ついでに職員が払出確認一覧表を出力して確認し、実際に登録されたか確認、チェックすることとした。
観光企画課	旅費及び使用料及び賃借料において、共通自動車券の等がある。	共通自動車券取扱基準を遵守するとともに、内部チェック体制の強化を図ることとして適切に執行に努める。
誘客交流課	有料道路共通回数券の購入手続及び管理が適正でないものがある。	指摘事項の内容について職員に周知し、財務規則等の遵守を指導し、また、検査及び内部チェック体制の強化を図り、再発防止に努めることとした。
青森県立中央病院	過年度医業未収金の解消に努めること。	文書や電話での催促のほか、訪問徴収専門職員による計画的な訪問徴収や未納者に対する立ち回りなどの未収金が支払計画に組み込まれ、未納者が支払計画について相談しやすい仕組みづくりなど強化し、未収金の圧縮に努める。
青森県立つくりが丘病院	過年度医業未収金の解消に努めること。	文書や電話、あるいは面談による未収金の督促等を実施しての回収に努める。

スポーツ健康課	<p>財務事務の執行において、内部のチェック体制が機能していない。</p>	<p>急性期治療棟の効率的な診療経過や、訪問看護などに材を進め、費用の節減を、果敢に削減することにより、果敢に損失の縮減に努める。</p>
<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>需用費において、ベンチ契約が随時更新されているが、競争入札で執行しているものがある。</p>	<p>契約に係る法令及び通達内容に十分留意し、研修等により職員に資するよう努めることと、職員に、契約手続について複数人で相互確認をとり、再発防止に努めることとした。</p>
<p>賃金において、支給手続が法令等の適給用を誤っているものがある。</p>	<p>報償費及び旅費において、支払手続が遅延しているものがある。</p>	<p>上記のとおり、課内のチェック体制の強化を図り、手続に遅延が生じないように努める。</p>
<p>工事請負費において、支払手続が遅延しているものがある。</p>	<p>課内研修において、支給手続を再度確認し、関係規程等を再確認に努めた。</p>	<p>履行が完了したものは速やかに請求書を徴取するものも、提出されていないものも、定期的な状況確認を行うこととした。</p>
<p>青森県立青森第二養護学校</p>	<p>賃金において、支給手続が法令等の適給用を誤っているものがある。</p>	<p>履行が完了したものは速やかに請求書を徴取するものも、提出されていないものも、定期的な状況確認を行うこととした。</p>
<p>青森県警察本部</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>契約に係る法令及び通達内容に十分留意し、研修等により職員に資するよう努めることと、職員に、契約手続について複数人で相互確認をとり、再発防止に努めることとした。</p>

# 公 営 企 業

## 特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成三十年十一月十九日

青森県病院事業管理者 吉 田 茂 昭

- 一 物品等の名称及び数量  
重油（日本工業規格 一種二号） 十二万リットル
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県病院局運営部管理課  
青森市東造道二丁目一の一 青森県立中央病院外来棟三階
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日  
平成三十年十月二十六日
- 五 落札者の名称及び住所  
北日本石油株式会社青森販売支店  
青森市勝田二丁目二の一八
- 六 落札金額  
一リットル 七十八円八十四銭
- 七 落札者を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
平成三十年八月十五日

<p>（発行者・発行人） 青森市長 島一丁目一番一号 青 森 県</p>	<p>（印刷所・販売人） 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社</p>	<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭</p>
--	--	--